

第55号議案

蒲郡市市民センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

蒲郡市市民センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、次のように
制定するものとする。

令和元年12月5日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市市民センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市南部市民センターを廃止するため提案する。

蒲郡市市民センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

蒲郡市市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年蒲郡市条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）
- 2 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表第1 蒲郡市南部市民センターの項を削る。
別表第2 蒲郡市南部市民センターの項を削り、同表蒲郡市勤労福祉会館の項中「施設等の維持管理」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理（軽微なものに限る。以下同じ。）」に改める。